

レビュー業務実務指針 2400「財務諸表のレビュー業務」の改正について

年 月 日
日本公認会計士協会

改正案	現 行
レビュー業務実務指針 2400 財務諸表のレビュー業務 2016 年 1 月 26 日 改正 2018 年 10 月 19 日 改正 2021 年 6 月 9 日 改正 2021 年 9 月 16 日 改正 2022 年 10 月 13 日 改正 2023 年 3 月 16 日 改正 2024 年 4 月 18 日 改正 2024 年 9 月 26 日 改正 2025 年 7 月 17 日 最終改正 年 月 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (実務指針：第 2 号) 《Ⅰ 本実務指針の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《8. 後発事象》 (省 略) 59. 業務実施者は、レビュー報告書日後に、財務諸表に関していかなるレビュー手続を実施する義務も負わない。 しかしながら、レビュー報告書日の翌日から財務諸表の公表日までの間に、もしレビュー報告書日現在に気付いていたとしたら、レビュー報告書を修正する原因となった可能性のある事実を知るところとなった場合には、業務実施者は以下の手続を実施しなければならない。 (1) 経営者と当該事項について協議すること。	レビュー業務実務指針 2400 財務諸表のレビュー業務 2016 年 1 月 26 日 改正 2018 年 10 月 19 日 改正 2021 年 6 月 9 日 改正 2021 年 9 月 16 日 改正 2022 年 10 月 13 日 改正 2023 年 3 月 16 日 改正 2024 年 4 月 18 日 改正 2024 年 9 月 26 日 最終改正 2025 年 7 月 17 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (実務指針：第 2 号) 《Ⅰ 本実務指針の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《8. 後発事象》 (省 略) 59. 業務実施者は、レビュー報告書日後に、財務諸表に関していかなるレビュー手続を実施する義務も負わない。 しかしながら、レビュー報告書日の翌日から財務諸表の発行日までの間に、もしレビュー報告書日現在に気付いていたとしたら、レビュー報告書を修正する原因となった可能性のある事実を知るところとなった場合には、業務実施者は以下の手続を実施しなければならない。 (1) 経営者と当該事項について協議すること。

改正案	現 行
(2) 財務諸表の修正又は財務諸表における開示が必要かどうか判断すること。 (3) 財務諸表の修正又は財務諸表における開示が必要な場合、当該事項について財務諸表でどのように扱う予定であるか経営者に質問すること。 60. 業務実施者が財務諸表の修正又は財務諸表における開示が必要であると判断する状況において、経営者が財務諸表の修正又は開示を行わず、業務実施者が既にレビュー報告書を企業に提出している場合には、業務実施者は、経営者及び監査役等に、必要な財務諸表の修正又は財務諸表における開示を行うまでは、財務諸表を第三者に対して公表しないよう通知しなければならない。 それにもかかわらず、必要な修正又は開示を行う前の財務諸表が公表された場合、業務実施者は、財務諸表の利用者によるレビュー報告書への依拠を防ぐための適切な措置を講じなければならない。 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《9. レビュー契約の新規の締結及び更新》(第 29 項参照) (省 略) 《(4) レビュー業務の契約条件に関する合意》 (省 略) 《② レビュー契約書の様式及び内容》 A53. レビュー契約書の様式及び内容は、契約によって異なる場合がある。契約書には、本実務指針により要求される事項に加えて、例えば、以下の事項を記載することがある。 ・ レビュー業務に、他の業務実施者や専門家を関与させることに関する取決め ・ 初年度レビュー業務で前任者が存在する場合、前任者との業務の引継に関する取決め ・ レビュー業務は、法定監査を代替するものではない旨 ・ 経営者確認書の入手が予定されている旨 ・ 経営者がレビュー報告書日の翌日から財務諸表の公表日までの間に知るところとなった、財務諸表に影響を及ぼす可能性のある事実を業務実施者に通知することについての経営者の同意 (省 略) 《15. レビュー報告書》(第 86 項から第 92 項参照) (省 略) 《(6) レビュー報告書日》(第86項(11)及び第92項参照) (省 略) A146. 国によっては、法令等によって、関連する注記を含む全ての財務諸表が作成されたと判断する責任を有する個人又は機関（例えば、取締役）が定められ、必要な承認プロセスが規定されている場合がある。その場合、当該承認に関する証拠を、財務諸表に対するレビュー報告書日以前の日付におい	(2) 財務諸表の修正又は財務諸表における開示が必要かどうか判断すること。 (3) 財務諸表の修正又は財務諸表における開示が必要な場合、当該事項について財務諸表でどのように扱う予定であるか経営者に質問すること。 60. 業務実施者が財務諸表の修正又は財務諸表における開示が必要であると判断する状況において、経営者が財務諸表の修正又は開示を行わず、業務実施者が既にレビュー報告書を企業に提出している場合には、業務実施者は、経営者及び監査役等に、必要な財務諸表の修正又は財務諸表における開示を行うまでは、財務諸表を第三者に対して発行しないよう通知しなければならない。 それにもかかわらず、必要な修正又は開示を行う前の財務諸表が発行された場合、業務実施者は、財務諸表の利用者によるレビュー報告書への依拠を防ぐための適切な措置を講じなければならない。 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《9. レビュー契約の新規の締結及び更新》(第 29 項参照) (省 略) 《(4) レビュー業務の契約条件に関する合意》 (省 略) 《② レビュー契約書の様式及び内容》 A53. レビュー契約書の様式及び内容は、契約によって異なる場合がある。契約書には、本実務指針により要求される事項に加えて、例えば、以下の事項を記載することがある。 ・ レビュー業務に、他の業務実施者や専門家を関与させることに関する取決め ・ 初年度レビュー業務で前任者が存在する場合、前任者との業務の引継に関する取決め ・ レビュー業務は、法定監査を代替するものではない旨 ・ 経営者確認書の入手が予定されている旨 ・ 経営者がレビュー報告書日の翌日から財務諸表の発行日までの間に知るところとなった、財務諸表に影響を及ぼす可能性のある事実を業務実施者に通知することについての経営者の同意 (省 略) 《15. レビュー報告書》(第 86 項から第 92 項参照) (省 略) 《(6) レビュー報告書日》(第86項(11)及び第92項参照) (省 略) A146. 国によっては、法令等によって、関連する注記を含む全ての財務諸表が作成されたと判断する責任を有する個人又は機関（例えば、取締役）が定められ、必要な承認プロセスが規定されている場合がある。その場合、当該承認に関する証拠を、財務諸表に対するレビュー報告書日以前の日付におい

改正案	現 行
て入手することになり、当該日付が財務諸表の公表の承認日となる。 一方、承認プロセスが法令等によって規定されていない国もある。その場合、業務実施者は、関連する注記を含む全ての財務諸表が作成されたと判断する権限を有する特定の個人又は機関を識別するため、企業の経営と統治の構造を考慮して、企業が財務諸表の作成及び確定に当たって従う手続を検討することになる。 A147. <u>本実務指針においては、認められた権限を持つ者が、関連する注記を含む全ての財務諸表が作成されたと判断し、当該財務諸表に対して責任を認めた日付は、財務諸表の公表の承認日となる。また、財務諸表の公表を予定しない場合は、財務諸表を作成するレビュー契約上の責任を果たしたことを確認した日（確認日）となる。これらの日付は、経営者が財務諸表を作成する責任を果たしたことを認めた日付と考えられることから、通常、経営者確認書の日付となる。</u> (省 略) 以 上	て入手することになり、当該日付が財務諸表の承認日となる。 一方、承認プロセスが法令等によって規定されていない国もある。その場合、業務実施者は、関連する注記を含む全ての財務諸表が作成されたと判断する権限を有する特定の個人又は機関を識別するため、企業の経営と統治の構造を考慮して、企業が財務諸表の作成及び確定に当たって従う手続を検討することになる。 A147. <u>我が国では、株主総会又は取締役会による財務諸表の最終承認が要求されていることがあるが、そのような最終承認は、業務実施者が財務諸表に対する結論を表明するために必要なものではない。本実務指針においては、財務諸表の承認日は、経営者確認書において、認められた権限を持つ者が、関連する注記を含む全ての財務諸表が作成されたと判断し、当該財務諸表に対して責任を認めた日付をいう。</u> (省 略) 以 上
・ 本実務指針（2022 年 10 月 13 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 倫理規則（2022 年 7 月 25 日変更） （修正箇所：第 14 項、A14 項、A15 項及び A34 項） － 保証業務実務指針（序）「保証業務実務指針及び専門業務実務指針並びに関連する公表物の体系及び用語」（2022 年 7 月 21 日公表） （上記以外の修正箇所） ・ 本実務指針（2023 年 3 月 16 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 倫理規則（2022 年 7 月 25 日変更） （修正箇所：第 26 項(3)、A14 項、A86-2 項及び A91 項から A91-3 項） － 品質管理基準報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」（2023 年 1 月 12 日改正） － 品質管理基準報告書第 2 号「監査業務に係る審査」（2023 年 1 月 12 日改正） （上記以外の修正箇所） ・ 本実務指針（2024 年 9 月 26 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 保証業務実務指針（序）「レビュー業務実務指針、保証業務実務指針及び専門業務実務指針並びに関連する公表物の体系及び用語」（2024 年 9 月 26 日改正） ・ 本実務指針（2025 年 7 月 17 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024 年 9 月 26 日改正） ・ <u>本報告書（ 年 月 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</u> － <u>監査基準報告書 560「後発事象」（ 年 月 日改正）</u> (省 略) 以 上	・ 本実務指針（2022 年 10 月 13 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 倫理規則（2022 年 7 月 25 日変更） （修正箇所：第 14 項、A14 項、A15 項及び A34 項） － 保証業務実務指針（序）「保証業務実務指針及び専門業務実務指針並びに関連する公表物の体系及び用語」（2022 年 7 月 21 日公表） （上記以外の修正箇所） ・ 本実務指針（2023 年 3 月 16 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 倫理規則（2022 年 7 月 25 日変更） （修正箇所：第 26 項(3)、A14 項、A86-2 項及び A91 項から A91-3 項） － 品質管理基準報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」（2023 年 1 月 12 日改正） － 品質管理基準報告書第 2 号「監査業務に係る審査」（2023 年 1 月 12 日改正） （上記以外の修正箇所） ・ 本実務指針（2024 年 9 月 26 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 保証業務実務指針（序）「レビュー業務実務指針、保証業務実務指針及び専門業務実務指針並びに関連する公表物の体系及び用語」（2024 年 9 月 26 日改正） ・ 本実務指針（2025 年 7 月 17 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024 年 9 月 26 日改正） (省 略) 以 上

以 上